

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに適切な措置をおこない、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年10月2日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等に係る各種申請・届出事務を法定受託事務として行っている。 具体的に特定個人情報ファイルのシステムは以下の事務に使用する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ③国民年金保険料免除・学生納付特例の申請の届出等の受理 ④給付に係る届出等の受理 ⑤年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理 ⑥特別障害給付金の請求書等の受理
③システムの名称	国民年金システム、住民基本台帳システム、個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金被保険者台帳ファイル 2. 福祉年金受給権者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第46、116、128の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話 06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 市民文化部 市民課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話 06-6902-6005
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーを取得する際は本人から提供を受けたうえで情報の真正性を確認するように徹底している。</p> <p>また、マイナンバーを記載した書類及び電子媒体については以下の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報を含む書類や電磁的記録媒体(CD-R)は施錠可能な場所で保管することを徹底している。・特定個人情報を受け渡す際(電磁的記録媒体を使用する場合を含む。)は、事前にパスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行っている。・特定個人情報が記録された書類や電磁的記録媒体(CD-R)を廃棄する場合には、復元不可能な方法で廃棄し、廃棄した記録を保存することを徹底している。・マイナンバー入りの書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や電磁的記録媒体(CD-R)は施錠可能な場所で保管することを徹底している。 ・特定個人情報を受け渡す際(電磁的記録媒体を使用する場合を含む。)は、事前にパスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行っている。 ・特定個人情報が記録された書類や電磁的記録媒体(CD-R)を廃棄する場合には、復元不可能な方法で廃棄し、廃棄した記録を保存することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類や電磁的記録媒体(CD-R)を外部に持ち出す際は、施錠可能な専用ケースに収納し、厳重な管理のもとで携行することを徹底している。特に、電磁的記録媒体(CD-R)については、パスワードによる保護を行った上で、施錠可能なケース等に収納し持ち出すことを義務づけている。以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考える。

变更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	市民課長 嶋田 篤志	市民課長 十河大輔	事後	
平成29年4月1日	I-7 請求先	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
平成31年1月1日	I. 5. ②評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	I-5-②所属長の役職名	市民課長 十河大輔	市民課長	事後	
令和2年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民文化部 市民課	市民文化部 市民課	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	I. 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	門真市 市民生活部 市民課 〒571-8585 大阪府門真市1番1号 電話06-6902-6005	門真市 市民文化部 市民課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-6005	事後	部署名の変更に伴うもの
令和3年10月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の第31、83、95の項	・番号法第9条第1項 別表第1の31、83及び95の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条及び第68条の2	事後	
令和7年9月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う事務等を法定受託事務として行っている。 具体的に特定個人情報ファイルのシステムは以下の事務に使用する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ③国民年金保険料免除・学生納付特例の申請の届出等の受理 ④給付に係る届出等の受理	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等に係る各種申請・届出事務を法定受託事務として行っている。 具体的に特定個人情報ファイルのシステムは以下の事務に使用する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ③国民年金保険料免除・学生納付特例の申請の届出等の受理 ④給付に係る届出等の受理 ⑤年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理 ⑥特別障害給付金の請求書等の受理	事後	再評価の実施による変更
令和7年9月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の31、83及び95の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条及び第68条の2	・番号法第9条第1項別表第46、116、128の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	法改正に伴う変更
令和7年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年1月17日 時点	令和7年8月12日 時点	事後	再評価の実施による変更
令和7年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年1月17日 時点	令和7年8月12日 時点	事後	再評価の実施による変更
令和7年9月1日	IV-8 人手を介在させる作業	無	項目及び記述の追加	事後	様式改正に伴う変更
令和7年9月1日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	無	項目及び記述の追加	事後	様式改正に伴う変更